

2019年1月号

最新事例解説

所有権留保が集合動産譲渡担保に優先するとした事例 (最高裁平成30年12月7日判決)

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| ・ はじめに | 森・濱田松本法律事務所 |
| ・ 事案及び判決の概要 | 弁護士 稲生 隆浩 |
| ・ 所有権留保に関する従前の議論 | TEL 03 5220 1857 |
| ・ 本判決の射程 | takahiro.inou@mhmjapan.com |
| ・ 集合動産譲渡担保設定にあたっての
実務上の留意点 | 弁護士 山口 みどり |
| ・ まとめ | TEL 03 6213 8170 |
| | midori.yamaguchi@mhmjapan.com |

・ はじめに

債権保全の手法として、債務者が有する動産（在庫）を担保とする集合動産譲渡担保を設定するケースがあるが、動産の所有権が売主に留保されている場合は、債務者の信用不安が生じた際に、所有権留保と集合動産譲渡担保との間の競合が顕在化する場合がある。

近時、所有権留保と集合動産譲渡担保が競合した場合に、所有権留保が優越するとした最高裁判決が示された（最判平成30年12月7日・裁判所HP、ウエストロー掲載）（以下「本判決」という。）。

本号においては、事案及び本判決の概要を解説したうえで（ ）、これまでの所有権留保の法的性質に関する議論を紹介しつつ（ ）、本判決の射程（ ）及び本判決を踏まえた集合動産譲渡担保設定にあたっての実務上の留意点（ ）について検討する。

・ 事案及び判決の概要

1. 事案の概要

A（買主・債務者）は、金属スクラップ等を処理、再生、販売等を主たる事業とする会社である。

平成22年3月10日、Aは、Y（売主・留保所有者・被告人）との間で、YがAに対して金属スクラップ等を継続的に売却する旨の契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。本件売買契約においては、Aが引渡し及び検収をした目的物の代金の完済をもって、所有権がYからAに移転する旨が定められていた（以下「本

企業再生・債権管理ニュースレター

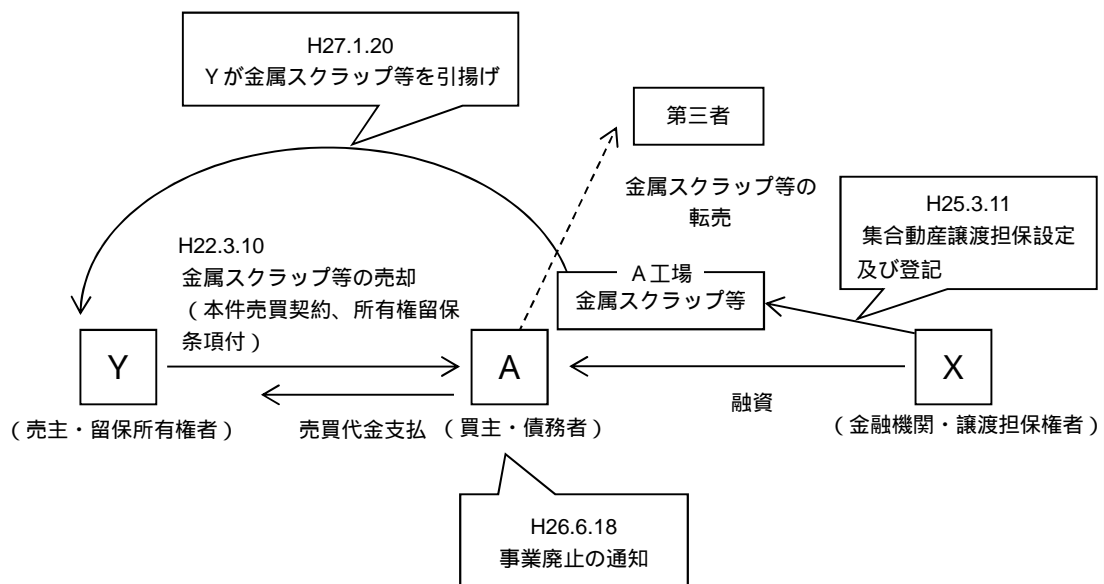
件条項」という。)

また、Yは、Aに対して、本件売買契約に基づき売却した金属スクラップ等の転売を包括的に承諾しており、実際にも、Aは、Yから引渡しを受けた直後（当該金属スクラップ等の代金完済前）に特定の業者に転売していた。

他方、Aは、平成25年3月11日、極度額を1億円として、X（金融機関・譲渡担保権者・上告人）からの個別の申込みに応じてXがAに融資を実行する旨の契約を締結し（以下「本件融資契約」という。）、この債務の担保として、Aの工場内の金属スクラップ等について、集合動産譲渡担保（以下「本件譲渡担保」という。）を設定し、同日、Xはこれについて動産譲渡登記を備えた。

平成26年6月18日、Aが、Aの債権者らに事業を廃止する旨の通知をしたところ、YはAの工場内の金属スクラップ等（以下「本件動産」という。）について、本件条項に基づきYに所有権が留保されているとして動産引渡断行の仮処分命令の申立てをし、同申立ては認容された。この仮処分決定に基づき、YはAの工場等に所在する金属スクラップを引き揚げた。

Xは、Yに対して本件譲渡担保を主張し、Yによる本件動産の引揚げ等はXに対する不法行為に当たる等と主張して提訴した。第一審・控訴審ともにXの上記主張は退けられたことから、Xは上告した。



2. 控訴審判決の概要

第1審及び控訴審で、Xは、本件条項の所有権留保はYに完全な所有権を留める趣旨ではなく、一度Aに所有権を移した上で、Yが担保権を取得する（AからYへの物権変動が生じる）趣旨であるとの見解を前提として、留保所有権と動産譲渡担保権は担保権同士の対抗問題と捉えて、Xの譲渡担保権が優先する旨を主張した。すなわち、

企業再生・債権管理ニュースレター

担保権同士の対抗問題はどちらが対抗要件（引渡し）を先に具備したかによって決められるところ、Xは譲渡担保につき登記を具備し、登記後に納品された動産についても占有改定による引渡しがあったものとみなされることにより¹対抗要件を備えている一方、本件売買において動産がYに占有改定されたとする合意は存在せず、Yは対抗要件を備えないことから、Xが優越するとの主張をした。

上記の所有権留保は担保権として捉えられるべきというXの見解は、法的手続時に留保所有権が担保権（別除権）として扱われ、その担保権の行使のためには登記・登録等が必要と判断した最判平成22年6月4日民集64巻4号1107頁（以下、「平成22年最判」という。）を基に主張されたが（控訴審では、かかる判例に加え学者意見書も提出された）、控訴審では概ね下記の点から否定された。

留保所有権と動産譲渡担保権の優劣をどちらが先に対抗要件を具備したかで判断すると、動産譲渡担保について登記がされた後は、所有権留保は常に動産譲渡担保に劣後することになり、また、Yは、特段の事情のない限り、動産売買先取特権も主張できなくなること²。

YがAに本件動産を売却したことで、Aの責任財産が増え、Aは本件動産を転売等することでその財産の価値を維持又は増加することができ、Aの全債権者、特に動産譲渡担保を有するXの利益となること。

を踏まえると、のようにYが劣後するという結論は、留保所有権と動産譲渡担保権の間の利益衡量として適切とはいえず、むしろ、動産譲渡担保の設定により、動産売買に係る与信取引を急激に萎縮させるおそれ大きいこと。

動産譲渡担保を利用した融資の実務においても、所有権留保は対抗要件を備えなくても動産譲渡担保に優先するとの見解がむしろ優勢であること。

平成22年最判との関係では、同最判と本件とは事案が異なるうえ、法的倒産手続において別除権の行使に登記・登録等の具備を求めている破産法又は民事再生法の規定は、担保権者と一般債権者の衡平を図る趣旨であり、本件のように担保権相互の優先関係の規律に関する事例ではないこと等から、留保所有権が対抗要件なくして動産譲渡担保に優先することと平成22年最判が整合しないわけではないこと。

3. 本判決の概要

本判決は、まず、本件条項は売買代金の支払を確保するために売買代金の完済まではYに目的物の所有権が留保される旨を定めたものであると判断し、その完済が終了していない動産の所有権はYにあるため、Xは本件譲渡担保権を主張できないと判断

¹ 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律3条第1項により、動産譲渡登記がされたときは、当該動産について、民法178条の引渡しがあったものとみなされる。

² 当該箇所では引用された最判昭和62年11月10日民集41巻8号1559は、集合物について譲渡担保の占有改定をしておけば、その後に集合物に入ってきた動産についても占有改定の効力が及ぶとする。

企業再生・債権管理ニュースレター

した。つまり、本件では、「所有権留保」の文字通り、本件動産等の所有権が Y に留保されるため、X の本件譲渡担保権は Y に売買代金が支払われていない目的物には及ばないと判断されたのである。

本判決は、このように本件条項を解釈した理由について、下記のとおり述べる。

売買代金の算定の基礎となる取引期間中に納品された本件動産の所有権は、当該期間の売買代金の完済まで Y に留保されることが定められ、これと異なる期間の売買代金の支払を確保するために Y に留保されるものではない。

このような定めは、売買代金の額が期間ごとに算定される継続的な動産の売買契約において、目的物の引渡しからその完済までの間、その期間の売買代金の支払を確保するための手段であって、その限度で目的物の所有権を留保するものである。

Y が A の本件動産等の転売を包括的に承諾していた趣旨は、転売等によって A が Y に支払う売買代金を確保させるためであると考えられ、代金完済前に転売が可能であったことをもって、代金完済前であっても本件動産等の所有権が A に移転したとみることはできない。

・ 所有権留保に関する従前の議論

かねてから、留保所有権を所有権そのものとみるか（物権的構成）、担保権にすぎないとみるか（担保権的構成）は議論がある。

各構成の一般的な考え方を採用した場合、所有権が留保されている売買目的物（動産）に譲渡担保設定された場合の売主（留保所有権者）と譲渡担保権者との関係の帰結は以下のとおりとなる。

【物権的構成を採用した場合】

- ・ 動産の所有権は、売主に留まり、買主に移転しない。
- ・ 買主に動産の所有権が移転していないため、譲渡担保は当該動産に及ばない。
- ・ 譲渡担保権者は、売主（留保所有権者）に譲渡担保を主張できない。

【担保的構成を採用した場合】

- ・ 動産の所有権は、売主から買主に移転する。
- ・ 売主は、売却した動産について担保権を取得するという意味で、買主から売主への物権変動が生じ、かかる物権変動を第三者に対抗するためには対抗要件を要する。
- ・ 売主（留保所有権者）は、譲渡担保権者に先立って占有改定による引渡し（自動車であれば所有者登録）を受けなければ、第三者の関係にある譲渡担保権者に留保所有権を主張できない。

また、法的倒産手続下では、物権的構成の場合、留保所有権は取戻権となり、担保的構成の場合、留保所有権は担保権（別除権）として取り扱われることになる。会社更生

企業再生・債権管理ニュースレター

手続の場合、取戻権は行使が制限されないのに対して、担保権の行使が制限され更生担保権として権利変更の対象となる。また、民事再生手続の場合も、取戻権は行使が制限されないのに対して、担保権は担保権実行中止命令が発令されれば行使が制限される。

本判決の射程

本判決により、所有権留保が物権的構成に確定したといえるかということ必ずしもそうではない。下記 1~3 のとおり本判決の射程範囲については慎重な検討を要し、今後の議論が注目される。

1. 法的倒産手続下にはない場合の判断であること

本判決は、法的倒産手続下にはない場合の判断である。法的倒産手続開始時の局面では、留保所有権は本来の意味での所有権ではなく、代金債権を担保する目的の担保権の一種であるとする点で見解が大方一致しており³、上記平成 22 年最判はかかる見解を支える判例法理ともされている⁴。

控訴審判決においても、平成 22 年最判が法的倒産手続開始時に留保所有権を別除権と取り扱ったこと自体を否定しているわけではないし、本判決も平成 22 年判決を変更する趣旨ではないと考えられる。すなわち、平成 22 年最判は、あくまでも担保権者と一般債権者の衡平を図る趣旨で、法的倒産手続において別除権の行使に登記・登録等の具備を求めたにすぎず、担保権相互の優先関係の規律として留保所有権の行使に対抗要件の具備を求めたわけではなく、また、本判決の事例は法的倒産手続が開始していない点で平成 22 年最判の事例と同視できないという趣旨の判断をしていると考えられる。

本判決においても、前記 3 のとおり、本件条項の具体的内容から所有権留保の結論を導き出しており、あえて事例判決のような表現ぶりにも見受けられる。すなわち、本判決は、法的倒産手続が開始している場合においても、所有権留保を一般的に物権的構成とする判断をしたのではなく、事例判断であることを強調したとも読み取れる。

これらを踏まえると、法的倒産手続開始時の留保所有権の法的性質については、基本的には平成 22 年最判における判断に従い別除権と扱われるものと考えらるべきであろう。

ただし、本判決において、必ずしも法的倒産手続の開始の有無により留保所有権の法的性質について所有権か担保権かの相違が生じる具体的な根拠が示されたわけではない。そのため、法的倒産手続下でも本判決の考え方が適用されることが明確に否

³ 伊藤眞 『破産法・民事再生法（第 4 版）』484 頁（有斐閣、2018 年）

⁴ 最判平成 29 年 12 月 7 日民集 71 卷 10 号 1925 頁も、留保所有権を担保権（破産手続下のため別除権）とする考え方に立っている。

企業再生・債権管理ニュースレター

定されているわけでもない。その点は留意が必要である。

2. 譲渡担保権者と競合した場合の判断であること

本判決の事案は、所有権が留保された動産に譲渡担保が設定され、譲渡担保権者が留保所有権者に対して動産譲渡担保権を主張した事案であり、譲渡担保権者と競合しない事案の場合にも、留保所有権者に完全な所有権を認める趣旨かは不明である。

本判決では示されていないものの、控訴審においては、前記 2 及び のとおり、留保所有権者が債務者に動産を売買することは債務者の責任財産の維持・増加に資するという観点も含めて、留保所有権が譲渡担保権者との関係で優越すべきといった利益衡量を行っている。この控訴審判決については、「原材料の留保所有権者とそれを含む集合動産譲渡担保権者との優劣という限られた局面についての裁判例である」との評価もされている⁵。また、上記のとおり、本判決も事例判断的な表現がされている。

このような観点からも、譲渡担保権者との利益衡量を要しない場合（譲渡担保権者以外との関係で留保所有権の権利を論じる場合）には、本判決の射程外となる可能性はある⁶。

3. 留保所有権者が継続的売買契約の売主の場合の判断であること

前記 3 のとおり、本判決では、本件条項は「売買代金の額が期間ごとに算定される継続的な動産の売買契約において」との表現がされている。したがって、継続的売買契約以外の場合の所有権留保条項の場合や留保所有権者が動産の売主ではなく第三者の場合⁷には、本件の射程外となる可能性もある。

・ 集合動産譲渡担保設定にあたっての実務上の留意点

上記 のとおり、本判決の射程については慎重な検討が必要であり、今後の議論が注目されるが、債権者が債務者の動産（在庫）に譲渡担保を設定する場合の本判決を踏まえた留意点としては、たとえば以下のような事項が挙げられる。

- ・ 対象動産の売買契約等における所有権留保条項の有無を確認すること
- ・ 所有権留保条項がある場合、代金の支払サイト等を把握することで、どの程度の動産について代金が未払いとなっているかを把握し、当該動産については動産譲渡担保が及ばない可能性を加味して担保評価を行うこと

⁵ 前記伊藤 485 頁

⁶ 平成 22 年最判は、留保所有権者と動産の買主との関係についての事例である。

⁷ 平成 22 年最判は、自動車の売買に関する事例であり、かつ、留保所有権者が第三者（販売会社から所有権の移転を受けた信販会社）の場合の事例である。

企業再生・債権管理ニュースレター

- ・ 融資契約の際に、代金支払済みの動産が一定数を確保するように債務者に誓約させ、誓約に反した場合を増担保や失期事由とする等により、担保価値が維持されるような条項を設けること
- ・ 担保設定後、適切なモニタリングにより、代金が支払済みで所有権が債務者に移転している動産と、代金が未払いであり所有権が売主に留保されている動産を適時適切に把握すること

. まとめ

以上のとおり、本判決は動産譲渡担保と所有権留保の優劣について判断した注目すべき判決であるが、その射程範囲については慎重な検討を要する。動産譲渡担保権者としては、所有権留保の有無を踏まえた適切な担保価値の把握及び担保価値を維持する方策が必要となるとともに、実際に債務者に信用不安が生じた際には、専門家の見解も踏まえつつ、担保実行によるより確実な債権回収を図っていく必要があるだろう。

文献情報

- 本 『業務場面でつかむ！民法改正で企業実務はこう変わる』(2018年5月刊)
出版社 第一法規株式会社
著者 難波 孝一(監修)、小田 大輔、山崎 良太、篠原 孝典(編著)、川端 健太、白根 央、飯野 悠介、宇賀神 崇、塚田 智宏、小川 智史、千原 剛、中野 進一郎、山口 みどり(共著)
- 論文 「The Legal 500: 2nd Edition Restructuring & Insolvency Comparative Guide」
雑誌名 The In-House Lawyer 2018年5月
著者 関戸 麦、横田 真一郎、浅井 大輔、片桐 大
- 論文 「Guide to Restructuring, Turnaround and Insolvency in Asia Pacific 2018」
雑誌名 Herbert Smith Freehills
著者 関戸 麦、横田 真一郎、浅井 大輔、片桐 大
- 本 『経営者保証ガイドライン実践活用 Q&A—担保・保証に依存しない融資はこう進める—』(2018年8月刊)
出版社 株式会社銀行研修社
著者 小田 大輔、山崎 良太(編著)、松井 裕介、浅井 大輔、田尻 佳菜子、吉田 和央、木山 二郎、篠原 孝典、白根 央、石田 渉、長谷 修

企業再生・債権管理ニュースレター

太郎、吉田 瑞穂

- 本 『わかりやすい米国民事訴訟の実務』(2018年11月刊)
出版社 株式会社商事法務
著者 関戸 麦、高宮 雄介、森田 茉莉子、片桐 大

NEWS

- **Chambers Asia Pacific 2019 にて高い評価を得ました**
Chambers Asia Pacific 2019 で、当事務所は「事業再生・倒産」の分野で上位にランキングされ、藤原 総一郎弁護士及び山崎 良太弁護士が日本を代表する弁護士に選ばれました。
- **The Legal 500 Asia Pacific 2019 にて高い評価を得ました**
The Legal 500 Asia Pacific 2019 にて、当事務所は「事業再生・倒産」の分野で上位にランキングされ、藤原 総一郎弁護士が日本を代表する弁護士に選ばれました。
- **Asia Law & Practice の Asialaw Profiles 2019 The Definitive Guide to Asia-Pacific's Leading Domestic and Regional Law Firms (23rd edition) にて高い評価を得ました**
Asia Law & Practice の Asialaw Profiles 2019 The Definitive Guide to Asia-Pacific's Leading Domestic and Regional Law Firms の「事業再生・倒産」の分野にて、当事務所は「Highly Recommended firms」として紹介され、高い評価を得ました。

(当事務所に関するお問い合わせ、ニュースレターのバックナンバーのご希望などは下記まで)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com